

令和3年7月14日

各サークル代表者様

学生支援部長

サークル活動等の注意事項について（改訂第6版）

サークル活動等の再開にあたっては、学生の新型コロナウイルス感染防止を図るため、次の事項を遵守して活動してください。

またサークル代表は部員全員で注意事項を共有するとともに、各人が意識して行動してください。今後、内容の見直しを行った場合には、メール・学内掲示等でお知らせします。

なお、学外からの参加者と合同練習する場合でも、本学学生と同様、注意事項を厳守してください。

次の項目を逸脱したサークルが確認された場合は、活動を停止させることができます。

- ① 活動時間は21時までとする。ただし、緊急事態措置地域及びまん延防止等重点措置地域（以下「感染拡大地域」という）から県内へ移動して2週間経過していない学生の参加は認めない。
- ② 感染拡大地域での試合や遠征・合宿については、禁止とする。
- ③ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時においても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うこと。
- ④ 活動時は、競技中を除き常にマスク（可能な限り不織布マスク）を着用（試合時のミーティング等を含む）すること。
- ⑤ 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わないこと。
- ⑥ 多くの学外者が集まるようなサークル等主催のイベント開催（オンラインを除く）は禁止する。
- ⑦ 活動開始前、休憩時、終了後の手洗い、うがいを行うこと。
- ⑧ 健康管理チャットサービス「N-C H A T」による体調管理を行うとともに、発熱など風邪の症状や体調不良を訴えた学生については、見学も含め活動に参加させないこと。また、直ちに保健室に連絡すること。
 - ・37.5℃以上の発熱、又は、平熱より1℃以上高い場合
 - ・風邪症状（咳、呼吸困難、関節筋肉痛、倦怠感、咽頭痛、下痢など）
 - ・味覚障害（味がしない）、嗅覚障害（においがしない）など

- ⑨ 部員に新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者が生じた場合は、直ちに活動を停止し、周囲との接触を控えるとともに、保健室に連絡すること。
- ⑩ 会食（飲酒を伴わない場合を含む）は感染リスクが高いことから、実施や参加する場合は最大限注意し、以下の点に留意すること。
- ・10人未満で、なるべく普段一緒にいる人と行うこと。
 - ・以下の感染防止対策を一層徹底すること。
 - ①アクリル板の設置や十分な座席間隔の確保など、感染防止対策が徹底された店舗であるかの事前確認
 - ②テーブルの分散化
 - ③席の移動や密着、大声での会話を避ける。
 - ④お酌・返杯・食器類の共有は避ける。
 - ⑤飲食時以外のマスク（変異株の感染防御の観点から可能な限り不織布マスク）の着用
- ⑪ クラブハウスや体育館、武道場等の施設を利用する場合は、窓を広く開けるなど換気を徹底するとともに、三密を避けるため身体的距離を確保すること。
- ⑫ クラブハウスや更衣室の使用については、短時間の利用とし、一度に多数の学生が着替えることがないよう注意すること。活動終了後はできるだけ早急に学外に退出すること。
- ⑬ 使用した教室や更衣室、クラブハウス等の備品等については、部員の安全を守るため、各サークルの責任において除菌ティッシュ等で消毒すること。
- ⑭ 用具等については、不用意に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒すること。
- ⑮ 給水用のボトルやコップ、タオルなどは共用しないこと。飲んだ後のペットボトルは各自で処分すること。
- ⑯ 新型コロナウイルス感染防止のため十分な活動ができていないことを踏まえ、当日の体調に留意し、無理のないような活動を心がけること。